

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	浄水施設課
委 託 業 務 名	水道施設運転管理業務
委 託 業 務 場 所	大津市柳が崎ほか
概 要	運転管理業務、保全管理業務、その他技術業務、薬品等の受入れ業務、臨時の水質監視業務、受託者が専門業者に発注する業務対応等、物品調達に係る業務、修繕補修業務、その他必要な業務
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年2月28日
契 約 金 額	2,119,700,000円
契 約 の 相 手 方	日立製作所・水みらい広島 大津市企業局水道施設運転管理業務共同企業体 代表法人 〔名 称〕 ㈱水みらい広島 代表取締役社長 坂谷 隆太 〔所在地〕 広島県広島市中区小町1番25号 グループ法人 〔名 称〕 ㈱日立製作所京都支店 支店長 岸田 聡 〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	令和6年4月から柳が崎浄水場の運転監視を含めた業務を開始するためには、十分な引継ぎ期間（5か月程度）を確保し運用方法等の熟知が必須であり、現状においては現契約者でしか業務を継続することは不可能であることから、当該業者と随意契約を締結する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。